死亡牛BSE検査のお知らせ

日頃より死亡牛の届出ならびにBSE検査にご協力いただきありがとうございます。 平成28年度の死亡牛(48ヶ月齢以上)の届出受付と受入の日程ですが、 7月から9月の間につきましては土曜日も開庁しております。

【 死亡牛の届出・連絡先 】

湘南家畜保健衛生所 TEL: 0463-58-0152 FAX: 0463-58-5679

【 死亡牛届出のチェック項目 】

死亡牛は48か月齢以上ですか?

獣医師による死亡牛の検案は済んでいますか?

*搬入時には死亡診断書(または検案書)を添えて下さい。

死亡牛の運搬手段(自ら、化製業者、家畜商、農協など)は何ですか?

また、検査の結果が出た後の処理業者への運搬処理の依頼は済んでいますか? 死亡牛処理整理票は記入しましたか?

また、4枚目の死亡牛所有者欄の所有者名のところに捺印しましたか? 家畜改良センターへ死亡の届出はしましたか?

【 死亡牛処理整理票がなくなってしまった場合 】

県畜産会(TEL:045-761-4191)または当所へお問い合わせください。

平成28年度 死亡牛届出受付、受入、検査日程

	月	火	水	木	金	土	日
7月					1	2	\mathbb{X}
	4	5	6	7	8	9	X
	11	12	13	14	15	16	$\not \mathbb{X}$
	*	19	20	21	22	23	\gg
	25	26	27	28	29	30	$\gg <$
8月	1	2	3	4	5	6	\gg
	8	9	10	- AOE	12	13	$\not \mathbb{X}$
	15	16	17	18	19	20	\gg
	22	23	24	25	26	27	\gg
	29	30	31				
				1	2	3	X
9月	5	6	7	8	9	10	\mathbb{X}
	12	13	14	15	16	17	$\not \gg \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! $
	INCOME.	20	21	327 3477 00 FE	23	24	\gg
	26	27	28	29	30		
						\rtimes	\mathbb{X}
10月	3	4	5	6	7	$\gg <$	$\gg <$
	\mathbb{X}	11	12	13	14	\gg	$\not \mathbb{X}$
	17	18	19	20	21	Z	X
	24	25	26	27	28	>29 (\gg
	31						
11月		1	2		4	$> \!\!<$	\gg
	7	8	9	10	11	\gg	$\not\gg \!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!$
	14	15	16	17	18	\gg	\gg
	21	22	23 動労感謝の日	24	25	> 26<	\gg
	28	29	30				

	月	火	水	木	金	土	日
12月				1	2	\gg	X
	5	6	7	8	9	\gg	X
	12	13	14	15	16	$\supset \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$	$\not K$
	19	20	21	22		\nearrow	\mathbb{X}
	26	27	28	>29 C	30	$\gg <$	
1月							×
		$\gg <$	4	5	6	\nearrow	\gg
	\mathbb{X}	10	11	12	13	\gg	$\not \mathbb{X}$
	16	17	18	19	20	\geq X	\gg
	23	24	25	26	27	Z8 C	\gg
	30	31					
2月			1	2	3	\rtimes	\mathbb{X}
	6	7	8	9	10	Besiden	\gg
	13	14	15	16	17	\gg	$\not \gg \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! $
	20	21	22	23	24	Z8 5<	> %<
	27	28					
3月			1	2	3	\mathbb{X}	\mathbb{X}
	6	7	8	9	10	\gg	\gg
	13	14	15	16	17	\gg	$\not x$
	***	21	22	23	24	>25 (\gg
	27	28	29	30	31		

閉庁日

| 斜字 | 検査日・受入日・搬出日

- ・搬出日(検査日)は通年火曜・金曜日とする。(ただし、4/28、10/12、12/22、1/4、3/22は例外)・その他の土日祝日の例外的な開庁日として5/3、12/30